

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌大学学則第40条第2項の規定に基づき、入学の出願に係る提出の時期、方法、提出すべき書類等に関し必要な事項を定める。

（出願書類及び入学検定料）

第2条 入学を志願する者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1） 入学志願票（本学所定の用紙）
- （2） 調査書
- （3） 推薦書
- （4） 志望理由書
- （5） 写真
- （6） その他必要な書類

2 前項第3号及び第4号の書類については、推薦入学を志願する者の提出書類とする。

3 既納の入学検定料は、返還しない。

（出願方法）

第3条 前条の出願書類及び入学検定料は、別に定める入学願書受付期間内に、本学指定の封筒による書留郵便で郵送しなければならない。

（所管）

第4条 この規程に関する事務の所管は、企画部入試・広報課とする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

（施行日）

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

（札幌大学入学の出願に関する規程及び札幌大学女子短期大学部入学の出願に関する規程の廃止）

2 この規程の施行に伴い、札幌大学入学の出願に関する規程及び札幌大学女子短期大学部入学の出願に関する規程は、廃止する。